

暮らしを支える用具

補装具費の支給 (身) (難)

問合せ窓口 みのおライフプラザ 障害福祉室
電話:727-9506 ファクス:727-3539

補装具(身体上の障害を補完または代替する用具)の購入や修理、貸与などにかかる費用を支給します。**支給対象とならない場合もありますので、必ず購入前にご相談ください。**介護保険サービスの対象となるかたは、介護保険サービスを優先的にご利用いただくことになります。

対象者	身体障害者手帳をお持ちのかた、または国が定める難病のかた。 ※18歳以上のかたで、本人及び配偶者の市町村民税所得割が46万円以上の場合は対象外となります。
利用の流れ	① 購入・修理の前 にライフプラザで申請をする(※ 購入・修理後の申請受付はできません) ※申請内容によっては大阪府の判定が必要になります。(その場合は支給決定に時間を要することになります) ②支給決定後に決定通知書、支給券が届く ③支給券を業者に渡し、補装具の購入や修理を受ける(自己負担額がある場合は、あわせて業者に支払う)
必要なもの	身体障害者手帳または特定医療費(指定難病)受給者証、業者の見積書、申請者(対象者)の「マイナンバーカード」または「マイナンバーが確認できるもの+本人確認書類」など ※ 申請内容により医師の意見書が必要な場合があります ので、申請前に障害福祉室までご相談ください。 代理人が申請する場合は、上記に加えて代理人の本人確認書類、代理権が確認できるもの(委任状など)が必要になります。

自己負担上限額について

原則として、利用者の自己負担は、補装具の購入または修理に要した費用の1割です。また、負担が増えすぎないように、利用者の世帯所得に応じて次のとおり、自己負担上限額(月額)が設定されています。

ただし、購入費用が基準額(支給できる限度額)を超える場合には、超過部分が自己負担になります。

利用者の所得区分	自己負担上限額(月額)
生活保護世帯のかた	0円
市町村民税非課税世帯のかた	0円
市町村民税課税世帯のかた	37,200円

世帯範囲の設定

種 別	世帯の範囲
障害者(18歳以上)	本人とその配偶者
障害児(18歳未満)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

●補装具の種類 ※(【児】:18歳未満のかたのみ対象) ※(【介】:介護保険を優先的に利用)

原則1種目につき1個支給します。

原則、耐用年数以内の再交付申請はできません。(修理の場合は別に基準あり)

主な障害区分	種 目	耐用年数
肢体不自由	義手	1~4年
	義足	1~5年
	上肢装具	2~3年
	下肢装具	1.5~3年
	靴型装具	1.5年
	体幹装具	1~3年
	姿勢保持装置	3年
	車椅子	6年
	電動車椅子	6年
	クッション	-

主な障害区分	種 目	耐用年数
肢体不自由	座位保持椅子 【児】	3年
	起立保持具 【児】	3年
	歩行器 【介】	5年
	歩行補助つえ 【介】	2~4年
	頭部保持具 【児】	3年
	排便補助具 【児】	2年
視覚障害	視覚障害者安全つえ	2~5年
	義眼	2年
	眼鏡	4年
聴覚障害	補聴器	5年
	人工内耳(人工内耳用音声信号処理装置の修理のみ)	-
重度の両上下肢障害音声・言語機能障害	重度障害者用意思伝達装置	5年

大阪府難聴児補聴器交付事業

問合せ窓口 みのおライフプラザ 障害福祉室
 電話:727-9506 ファクス:727-3539

身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児に補聴器購入および修理にかかる費用の一部を助成するとともに、その検査に要した費用を支給します。**本制度の対象とならない場合もありますので、必ず購入前にご相談ください。**

対象者	以下の全てを満たす難聴児(満18歳未満)。 ・大阪府内(政令市・中核市を除く。)に居住していること ・両耳の聴力レベルが60デシベル以上であること ・身体障害者手帳(聴力障害)の交付の対象ではないこと ・前回の交付決定日から5年以上経過していること(過去に交付決定を受けたことがある場合)
手続き	以下の書類を添えて、みのおライフプラザ総合窓口で申請してください。 ・世帯全員の市町村民税課税証明書もしくは生活保護受給証明書 ・補聴器交付申請書 ・補装具交付意見書 ・補聴器委託契約締結業者の見積書 検査料の助成を受ける場合は以下の書類が必要 ・検査料交付申請書 ・当該検査日の医療機関の領収書 ・検査料請求書 ※他制度により検査料の助成を受けている場合は、検査料の助成は受けられません。

箕面市軽度難聴児補聴器購入等助成事業

問合せ窓口 みのおライフプラザ 障害福祉室
 電話:727-9506 ファクス:727-3539

補装具費の支給(P28)、大阪府難聴児補聴器交付事業の対象とならない軽度難聴児に補聴器購入・修理にかかる費用の一部を助成するとともに、その検査に要した費用を支給します。**本制度の対象とならない場合もありますので、必ず購入前にご相談ください。**

対象者	以下の全てを満たす軽度難聴児(満18歳未満)。 ・保護者が箕面市内に居住していること ・補装具費の支給及び大阪府難聴児補聴器交付事業の対象とならないこと ・医師の意見書により、補聴器の装用が効果的であると認められること ・前回の交付決定日から5年以上経過していること(過去に交付決定を受けたことがある場合)
保護者負担額	< 購入・修理 > 生活保護世帯の場合 0円 生活保護世帯以外の場合 交付基礎額もしくは補聴器購入予定額の低い方の3分の1(100円未満切り捨て) ※世帯…保護者の属する住民基本台帳での世帯 < 検査料(文書料金を除く) > 5千円までは保護者負担なし。超過した場合の差額は保護者負担。 ※他制度により検査料の助成を受けている場合は、検査料の助成は受けられません。
手続き	以下の書類を添えて、みのおライフプラザ総合窓口で申請してください。 ・軽度難聴児補聴器購入等助成金交付申請書 ・軽度難聴児補聴器購入等助成金交付意見書 ・業者の見積書 検査料の助成を受ける場合は以下の書類が必要 ・軽度難聴児補聴器購入等助成金(検査料)交付申請書 ・当該検査日の医療機関の領収書 ・軽度難聴児補聴器購入等助成金(検査料)請求書 ・振込口座がわかるもの(申請者名義)

※転入により、箕面市で市民税が課税されていない場合は、転入前市区町村が発行する課税証明書または非課税証明書の添付が必要です。

日常生活用具の給付



問合せ窓口 みのおライフプラザ 障害福祉室
電話:727-9506 ファクス:727-3539

重度の障害があるかたなどに日常生活の便宜を図るため、障害の種別や程度に応じた用具を給付します。申請時には、用具の機能や本人の状態等を確認させていただきます。そのうえで、給付対象とならない場合もありますので、必ず購入前にご相談ください。

なお、介護保険サービスの対象となるかたは、介護保険サービスを優先的にご利用いただくことになります。

対象者	在宅で生活している重度の身体障害、知的障害、精神障害のあるかた、国が定める難病のかたのうち日常生活用具を必要とするかた(状況に応じて在宅以外も対象となる場合があります)。 ※18歳以上のかたで、本人及び配偶者の市町村民税所得割が46万円以上の場合は対象外となります。
利用の流れ	①購入前にライフプラザで申請をする(※購入後の申請受付はできません) ②給付決定後に決定通知書、給付券が届く ③給付券を業者に渡し、日常生活用具を購入する (自己負担額がある場合は、あわせて業者に支払う)
必要なもの	障害者手帳または特定医療費(指定難病)受給者証、業者の見積書、カタログ・見本写真など、申請者(対象者)の「マイナンバーカード」または「マイナンバーが確認できるもの+本人確認書類」など ※品目によっては医師の意見書が必要な場合がありますので、申請前に障害福祉室までご相談ください。 ※代理人が申請する場合は、上記に加えて代理人の本人確認書類、代理権が確認できるもの(委任状など)が必要になります。

自己負担上限額について

原則として、利用者の自己負担は、日常生活用具購入に要した費用の1割です。また、負担が増えすぎないように、利用者の世帯所得に応じて次のとおり、自己負担上限額(月額)が設定されています。

ただし、購入費用が給付限度額を超える場合には、超過部分が自己負担になります。

利用者の所得区分	自己負担上限額(月額)
生活保護世帯のかた	0円
市町村民税非課税世帯のかた	0円
市町村民税課税世帯のかた	24,000円

世帯範囲の設定

種 別	世帯の範囲
障害者(18歳以上)	本人とその配偶者
障害児(18歳未満)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

日常生活用具の給付品目及び給付限度額等は以下の表のとおりです。

●表の見方

対象者		品 目	耐用年数	給付限度額	備 考
18歳以上のかた	18歳未満のかた	耐用年数以内の再交付はできません			
2	2	移動用リフト 【介】	10年	250,000円	小学生以上で、常時介護を要するかた。
○	○	携帯用会話補助装置	5年	98,800円	小学生以上で、発声及び発語が著しく困難なかた。

介護保険サービスの対象品目

数字やアルファベット等は手帳の等級制限
【例】「2」は2級以上の方 「○」は等級制限なし 「-」は対象外

●身体障害者(全て)

対象		品 目	耐用年数	給付限度額	備 考
者	児				
2	2	火災警報器	8年	15,500円 (取付費含む)	火災の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯のかた。
2	2	自動消火器	8年	28,700円 (取付費含む)	

(医師の意見書が必要なもの)

対象		品 目	耐用年数	給付限度額	備 考
者	児				
3	3	ネブライザー(吸入器)	5年	36,000円	—
3	3	電気式たん吸引器	5年	56,400円	—
3	3	動脈血中酸素飽和度測定機器 (パルスオキシメーター)	5年	157,500円	医療保険における在宅酸素療法を常時行っているか、在宅で人工呼吸器を使用しているかた。
3	3	人工呼吸器用自家発電機または外部バッテリー(充電器及びインバーターを含む)	6年	100,000円	在宅で人工呼吸器を使用しているかた。いずれか一方の選択制。
○	○	おむつ(紙おむつ・布おむつ)、尿取りパット、おしりふき、洗腸用具	—	12,000円 (月額)	3歳以上で、脳性麻痺等脳原性運動機能障害により、排尿もしくは排便の意思表示が困難なかた。入院・入所中も給付可。
○	—	酸素ボンベ運搬車	10年	17,000円	医療保険における在宅酸素療法を行うかた。

●身体障害者(聴覚障害)

対象		品 目	耐用年数	給付限度額	備 考
者	児				
2	—	聴覚障害者用屋内信号装置	10年	87,400円 (取付費含む)	聴覚障害のあるかたのみの世帯またはこれに準ずる世帯のかた。製品の複数給付可。
○	○	聴覚障害者用通信装置 (ファクス・テレビ電話など)	5年	20,000円	コミュニケーション、緊急連絡などのために本装置が必要なかた。 ※テレビ電話の場合は、手話によるコミュニケーションを行うかた。
○	○	聴覚障害者用情報受信装置	6年	89,800円	本装置によりテレビの視聴が可能になるかた。

●身体障害者(視覚障害)

対象		品 目	耐用年数	給付限度額	備 考
者	児				
2	—	地デジ対応ラジオ	6年	29,000円	視覚障害のあるかたのみの世帯またはこれに準ずる世帯のかた。災害時の緊急放送を受信できるものに限る。
2	—	IH調理器	6年	20,000円	視覚障害のあるかたのみの世帯またはこれに準ずる世帯のかた。
2	2	歩行時間延長信号機用小型送信機	10年	7,000円	小学生以上のかた。
2	—	視覚障害者用音声血圧計	5年	9,500円	視覚障害のあるかたのみの世帯またはこれに準ずる世帯のかた。
2	2	視覚障害者用体温計(音声式)	5年	9,000円	小学生以上で、視覚障害のあるかたのみの世帯またはこれに準ずる世帯のかた。
2	—	視覚障害者用体重計(音声式)	5年	16,200円	視覚障害のあるかたのみの世帯またはこれに準ずる世帯のかた。

対象		品 目	耐用 年数	給付限度額	備 考
者	児				
2	2	点字ディスプレイ	10年	383,500円	小学生以上のかた。
2	2	点字器	7年	標準型 10,400円	—
			5年	携帯型 7,200円	
2	2	点字タイプライター	5年	74,000円	就労もしくは就学しているかた。または就労が見込まれるかた。
2	2	視覚障害者用 ポータブルレコーダー	6年	録音再生機 85,000円	小学生以上のかた。
				再生専用機 35,000円	
				ICレコーダー 7,000円	
2	2	情報・通信支援用具 (視覚障害を補いパソコンを利用するためのアプリケーションソフトなど)	6年	100,000円	小学生以上のかた。製品の複数給付可。
2	2	視覚障害者用 活字文書読み上げ装置	6年	99,800円	小学生以上のかた。
○	○	視覚障害者用拡大・音声読書器	8年	198,000円	小学生以上で、読書器により文字などを読むことが可能になるかた。 拡大読書器と音声読書器の併給不可。
2	—	視覚障害者用時計	10年	触読式 10,300円	音声式腕時計は、触読式の使用が困難なかた。
				音声式 13,300円	
2	2	視覚障害者用物品識別装置 (物品を音声により識別するために、ICタグなどの媒体に 音声を記録し、再生するもの)	5年	58,000円	小学生以上のかた。

● 身体障害者(平衡機能障害)

対象		品 目	耐用 年数	給付限度額	備 考
者	児				
○	○	手すり・スロープ等 【介】	8年	60,000円 (取付費含む)	3歳以上のかた。製品の複数給付可。
○	○	頭部保護帽(スポンジ、革 を主材料とする製品)	3年	12,160円 (オーダーメイドの場合 は15,200円)	立位や歩行が不安定で転倒を繰り返すか た。

(医師の意見書が必要なもの)

対象		品 目	耐用 年数	給付限度額	備 考
者	児				
○	○	頭部保護帽(スポンジ、革、 プラスチックを主材料と する製品)	3年	29,400円 (オーダーメイドの場合 は36,750円)	立位や歩行が不安定で転倒を繰り返すか た。

●身体障害者(音声・言語機能障害)

対象		品 目	耐用年数	給付限度額	備 考
者	児				
○	○	携帯用会話補助装置	5年	98,800円	小学生以上で、発声及び発語が著しく困難なかつた。
○	○	聴覚障害者用通信装置 (ファクス・テレビ電話等)	5年	20,000円	コミュニケーション、緊急連絡などのために本装置が必要なかつた。 ※テレビ電話の場合は、手話によるコミュニケーションを行うかつた。
○	○	人工喉頭	4年	笛式 5,000円 (気管カニューレ付きの場合3,100円増し)	喉頭を摘出したかつた。
			5年	電動式 70,100円	
○	○	人工鼻	—	6,490円 (月額)	人工鼻の接続補助用具で保険適用外のものに限る。

●身体障害者(上肢機能障害)

対象		品 目	耐用年数	給付限度額	備 考
者	児				
2	2	洗浄機能付便座(補高なし)	10年	100,000円 (取付費含む)	小学生以上で、両上肢機能に障害があるかつた。
2	2	洗浄機能付便座(補高あり)	10年	120,000円 (取付費含む)	小学生以上で、両上肢かつ下肢・体幹・脳原性移動機能に係る障害程度が2級以上のかつた。
2	2	情報・通信支援用具(上肢機能障害を補いパソコンを利用するために必要な周辺機器等)	6年	100,000円	小学生以上のかつた。製品の複数給付可。

(医師の意見書が必要なもの)

対象		品 目	耐用年数	給付限度額	備 考
者	児				
○	○	携帯用会話補助装置	5年	98,800円	小学生以上で、発声及び発語が著しく困難なかつた。

●身体障害者(下肢・体幹機能障害、脳原性移動機能障害)

対象		品 目	耐用年数	給付限度額	備 考
者	児				
2	2	入浴介護用具	8年	90,000円	3歳以上のかつた。製品の複数給付可。
2	2	体位変換・保持パット 【介】	5年	15,000円	小学生以上で、下着交換等にあたって介護を要するかつた。製品の複数給付可。
3~6	3~6	入浴動作補助用具 【介】	8年	58,000円	3歳以上のかつた。製品の複数給付可。
2	2	補高便器・ポータブルトイレ等 【介】	8年	手すり付き 9,850円	小学生以上のかつた。
				手すりなし 4,450円	
○	○	手すり・スロープ等 【介】	8年	60,000円 (取付費含む)	3歳以上のかつた。製品の複数給付可。

対象		品 目	耐用 年数	給付限度額	備 考
者	児				
3	3	居宅生活動作補助用具 【介】 (移動等を円滑にする用具で、小規模な改修工事を伴うもの。)	—	200,000円	小学生以上のかた。 一人一回限り。ただし、障害等級の変化等必要が認められる場合は二回目以降も給付可。
○	○	頭部保護帽(スポンジ、革を主材料とする製品)	3年	12,160円 (オーダーメイドの場合は15,200円)	立位や歩行が不安定で転倒を繰り返すかた。
2	2	洗浄機能付便座(補高あり)	10年	120,000円 (取付費含む)	小学生以上で、両上肢かつ下肢・体幹・脳原性移動機能に係る障害程度が2級以上のかた。

(医師の意見書が必要なもの)

対象		品 目	耐用 年数	給付限度額	備 考
者	児				
2	2	介護ベッド 【介】	8年	160,000円	小学生以上で、常時介護を要するかたまたは介護ベッドの使用により自力で起き上がることができるかた。
1	1	自動吸尿器 【介】	5年	67,000円	小学生以上で、常時介護を要するかた。
2	2	褥瘡(床ずれ)予防マット 【介】	8年	97,000円	小学生以上で、褥瘡(床ずれ)予防の必要がある常時介護を要するかた。
2	2	移動用リフト 【介】	10年	250,000円	小学生以上で、常時介護を要するかた。
○	○	携帯用会話補助装置	5年	98,800円	小学生以上で、発声及び発語が著しく困難なかた。
○	○	頭部保護帽(スポンジ、革、プラスチックを主材料とする製品)	3年	29,400円 (オーダーメイドの場合は36,750円)	立位や歩行が不安定で転倒を繰り返すかた。

● 身体障害者(じん臓機能障害)

対象		品 目	耐用 年数	給付限度額	備 考
者	児				
3	3	透析液加温器	3年	51,500円	自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行うかた。

● 身体障害者(呼吸器機能障害)

対象		品 目	耐用 年数	給付限度額	備 考
者	児				
3	3	ネブライザー(吸入器)	5年	36,000円	—
3	3	電気式たん吸引器	5年	56,400円	—

(医師の意見書が必要なもの)

対象		品 目	耐用 年数	給付限度額	備 考
者	児				
3	3	人工呼吸器用自家発電機または外部バッテリー(充電器及びインバーターを含む)	6年	100,000円	在宅で人工呼吸器を使用しているかた。 いずれか一方の選択制。
3	3	動脈血中酸素飽和度測定機器(パルスオキシメーター)	5年	157,500円	医療保険における在宅酸素療法を常時行っているか、在宅で人工呼吸器を使用しているかた。

● 身体障害者(ぼうこう機能障害、直腸機能障害)

対象		品 目		耐用 年数	給付限度額	備 考	
者	児						
○	○	ストーマ装具	消化器系		－	8,858円 (月額)	3歳以上で、人工肛門を造設したかた。入院・入所中も給付可。
○	○		尿路系		－	11,639円 (月額)	3歳以上で、人工膀胱を造設したかた。入院・入所中も給付可。
○	－	収尿器	男性用	普通型	1年	7,700円	排尿障害(特に失禁のある場合)により、収尿器を必要とするかた。
				簡易型	1年	5,700円	
			女性用	普通型	1年	8,500円	
				簡易型	1年	5,500円	

(医師の意見書が必要なもの)

対象		品 目		耐用年数	給付限度額	備 考
者	児					
○	○	おむつ(紙おむつ・布おむつ)、尿取りパット、おしりふき、洗腸用具		—	12,000円 (月額)	3歳以上で、次の①、②のいずれかに該当するかた。 ①ストーマの著しい変形またはストーマ周辺の著しい皮膚のびらん等によりストーマ用装具の使用が困難なかた。 ②先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障害による高度の排尿機能障害または排便機能障害のあるかた。入院・入所中も給付可。

● 知的障害者

対象		品 目		耐用年数	給付限度額	備 考
者	児					
A	A	洗浄機能付便座(補高なし)		10年	100,000円 (取付費含む)	小学生以上で、本用具の使用により排泄処理が可能となるかた。
A	A	火災警報器		8年	15,500円 (取付費含む)	火災の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯のかた。
A	A	自動消火器		8年	28,700円 (取付費含む)	
A	—	IH調理器		6年	20,000円	—

(医師の意見書が必要なもの)

対象		品 目		耐用年数	給付限度額	備 考
者	児					
A	A	頭部保護帽(スポンジ、革を主材料とする製品)		3年	12,160円 (オーダーメイドの場合は15,200円)	てんかん発作等により転倒を繰り返すかた。
A	A	頭部保護帽(スポンジ、革、プラスチックを主材料とする製品)		3年	29,400円 (オーダーメイドの場合は36,750円)	

●精神障害者

対象		品 目	耐用 年数	給付限度額	備 考
者	児				
1	1	火災警報器	8年	15,500円 (取付費含む)	火災の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯のかた。
1	1	自動消火器	8年	28,700円 (取付費含む)	

(医師の意見書が必要なもの)

対象		品 目	耐用 年数	給付限度額	備 考
者	児				
1	1	頭部保護帽(スポンジ、革を主材料とする製品)	3年	12,160円 (オーダーメイドの場合は15,200円)	てんかん発作等により転倒を繰り返すかた。
1	1	頭部保護帽(スポンジ、革、プラスチックを主材料とする製品)	3年	29,400円 (オーダーメイドの場合は36,750円)	

●難病患者

(全て医師の意見書が必要です)

品 目	耐用 年数	給付限度額	備 考
介護ベッド 【介】	8年	160,000円	小学生以上で、常時介護を要するかたまたは介護ベッドを使用することにより自力で起き上がることができるかた。
自動吸尿器 【介】	5年	67,000円	小学生以上で、常時介護を要するかた。
褥瘡(床ずれ)予防マット 【介】	8年	97,000円	小学生以上で、褥瘡(床ずれ)予防の必要がある常時介護を要するかた。
入浴介護用具	8年	90,000円	3歳以上で、入浴に介護を要するかた。製品の複数給付可。
体位変換・保持パット 【介】	5年	15,000円	小学生以上で、下着交換等にあたって介護を要するかた。製品の複数給付可。
移動用リフト 【介】	10年	250,000円	小学生以上で、下肢または体幹に障害があり、常時介護を要するかた。
入浴動作補助用具 【介】	8年	58,000円	3歳以上で、下肢または体幹に障害があり入浴にあたって補助を要するかた。製品の複数給付可。
補高便器・ポータブルトイレ 【介】	8年	手すり付き 9,850円 手すりなし 4,450円	小学生以上で、常時介護を要するかた。
手すり・スロープ 【介】	8年	60,000円 (取付費含む)	3歳以上で、平衡機能、下肢または体幹に障害があるかた。製品の複数給付可。
洗浄機能付便座(補高なし)	10年	100,000円 (取付費含む)	小学生以上で、両上肢に障害があるかた。
洗浄機能付便座(補高あり)	10年	120,000円 (取付費含む)	小学生以上で、両上肢及び下肢・体幹に障害があるかた。
自動消火器	8年	28,700円 (取付費含む)	火災の感知及び避難が著しく困難なかたのみの世帯またはこれに準ずる世帯のかた。
ネブライザー(吸入器)	5年	36,000円	呼吸器に障害があるかた。
電気式たん吸引器	5年	56,400円	呼吸器に障害があるかた。
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	5年	157,500円	医療保険における在宅酸素療法を常時行っているか、在宅で人工呼吸器を使用しているかた。
居宅生活動作補助用具 【介】 (移動等を円滑にする用具で、小規模な改修工事を伴うもの)	-	200,000円	小学生以上で、下肢または体幹に係る障害があるかた。一人一回限り。ただし、障害程度の変化等必要が認められる場合は二回目以降も給付可。

紙おむつの給付 身

問合せ窓口 みのおライフプラザ 障害福祉室
 電話:727-9506 ファクス:727-3539

在宅で紙おむつを使用している重度の身体障害者に紙おむつを給付します。日常生活用具で紙おむつの給付の対象になっていないかたでも、以下の対象者は紙おむつの給付が受けられます。給付額は1ヶ月4,400円です。

対象者	市町村民税非課税世帯に属する1級・2級の身体障害者手帳を所持している3歳以上のかたで、家庭において排せつの全部または一部について常時介護が必要なかた。ただし、医療機関に入院したとき、施設に入所したときは給付できません。また、他の制度で紙おむつの給付を受けられる場合は、本制度での給付はできません。
手続き	身体障害者手帳を持ってみのおライフプラザ総合窓口でご相談ください。

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付

問合せ窓口 みのおライフプラザ 障害福祉室
 電話:727-9506 ファクス:727-3539

在宅で生活している小児慢性特定疾病患者のかたに、日常生活用具を給付します(一部の給付品目については在宅以外も対象)。申請時には、用具の機能や本人の状態等を確認させていただきます。そのうえで、給付対象とならない場合もありますので、必ず購入前にご相談ください。

対象者	小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの20歳未満のかたで、障害者総合支援法にもとづく日常生活用具の給付対象とならないかた。 ※対象疾病は小児慢性特定疾病情報センターのホームページをご確認ください。
手続き	医師の意見書、業者の見積書、小児慢性特定疾病医療受給者証、所得税額が確認できるもの(所得のあるかた全員分)(源泉徴収票や税務署が発行する納税証明書等)を持ってみのおライフプラザ総合窓口で申請してください。 ※転入により、箕面市で市民税が課税されていない場合は、転入前市区町村が発行する課税証明書の添付が必要です。
費用	世帯の課税状況に応じて自己負担額が決められています。用具の購入にかかった費用が自己負担額を超過した場合、その金額が助成されます。くわしくは障害福祉室までお問い合わせください。

●給付品目及び給付限度額

耐用年数以内での再交付はできません

(※)在宅以外の者についても対象

給付品目	耐用年数	給付限度額	対象者
便器	8年	4,900円	常時介助を要するかた。
特殊マット	5年	21,560円	寝たきりの状態にあるかた。
特殊便器	8年	166,320円	上肢機能に障害のあるかた。
特殊寝台	8年	169,320円	寝たきりの状態にあるかた。
歩行支援用具	8年	66,000円	下肢が不自由なかた。
入浴補助用具	8年	99,000円	入浴に介助を要するかた。
特殊尿器	5年	73,700円	自力で排尿できないかた。
体位変換器	5年	16,500円	寝たきりの状態にあるかた。
車椅子	5年	77,440円	下肢が不自由なかた。

対象者

身 身体障害者

知 知的障害者

精 精神障害者

難 難病患者

手帳 このサービスは障害者手帳を見せるだけで受けられます

耐用年数以内での再交付はできません

給付品目	耐用年数	給付限度額	対象者
頭部保護帽(※)	3年	13,380円	発作等により頻繁に転倒するかた(在宅以外のかたも対象)。
電気式たん吸引器	5年	62,040円	呼吸器機能に障害のあるかた。
クールベスト	—	22,000円	体温調節が著しく難しいかた。
紫外線カットクリーム	—	41,580円 (年額上限)	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがあるかた。
ネブライザー(吸入器)	5年	39,600円	呼吸器機能に障害のあるかた。
パルスオキシメータ	5年	173,250円	人工呼吸器の装着が必要なかた。
ストーマ装具(消化器系)(※)	—	113,520円 (年額上限)	人工肛門を造設したかた(在宅以外のかたも対象)。
ストーマ装具(尿路系)(※)	—	149,160円 (年額上限)	人工膀胱を造設したかた(在宅以外のかたも対象)。
人工鼻	—	128,700円 (年額上限)	人工呼吸器の装着または気管切開が必要なかた。

えいど工房 身 知 精 難

問合せ窓口 みのおライフプラザ地下1階 えいど工房
電話(ファクス兼用):727-9525

補装具(P28)や日常生活用具(P30)を中心に福祉用具を展示しています。また、使用方法や制度利用の相談に応じ、販売・貸与を行っています。なお、自助具(日常生活をより快適に送るために特別に工夫された道具)を作成するグループと連携した活動も行っています。(民間事業者により運営されています。)

開館日	月曜日から土曜日
開館時間	午前9時から午後5時
休館日	日曜日・祝日・年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)

